

柔道整復療養費 施術料金表 令和6年6月1日施術分～

| 項目 | 細項目 | 料金 | 備考 |
|----------|------|-------|---|
| 初検料*1 | | 1,550 | 最初の来院日、及び1ヶ月以上(暦月)間隔があいた際の後療日に算定できる。 |
| 初検時相談支援料 | | 100 | 初検時に算定可。算定する際にはカルテに相談内容を記載する必要有り |
| 初検料加算 | 時間外 | 540 | 6:00～8:00及び18:00～22:00。但し、表示された施術時間内の場合は、算定不可 |
| | 休日 | 1,560 | 日曜・祝日・12/29～1/3 但し、当該日を施術日としている場合は、算定不可 |
| | 深夜 | 3,120 | 22:00～6:00 但し、この時間帯を施術時間としている場合は算定不可 |
| 再検料 | | 410 | 初検を算定した翌来院日に算定 |
| 往療料*2 | 距離*3 | 2,300 | 往療した日に算定 |
| | | 2,550 | 往診距離が4キロメートルを超えた際 |
| 往療料加算 | 時間外 | 100% | 基本往療料に距離加算額を加えた値に掛けて算定。6:00～8:00及び18:00～22:00。但し、表示された施術時間内の場合は算定不可 |
| | その他 | 100% | 算定方法は上記と同じ 深夜(初検加算と同じ)・難路(急激な坂道等)・暴風雨雪(気象庁によって警報がでている場合)のみ算定可能 |
| 情報提供料 | | 1,000 | 柔道整復内の傷病について、医療機関に紹介した場合に限り算定可能 同意を得る為だけの紹介や内科系疾患による紹介などでは算定不可 |
| 金属副子 | 大型 | 1,000 | 一肢又は、それに準じる範囲を固定した場合 |
| | 中型 | | 半肢又は、それに準じる範囲を固定した場合 |
| | 小型 | | その他の場合 |

| 初回処置料 | | |
|---------|-------------------------------------|--------|
| 項目 | 部位 | 料金 |
| 骨折整復料 | 大腿骨・下腿骨 上腕骨 前腕骨 | 11,800 |
| | 鎖骨・肋骨 指骨・手根骨・中手骨 趾骨・足根骨・中足骨 | 5,500 |
| 不全骨折固定料 | 骨盤・大腿骨 | 9,500 |
| | 下腿骨・膝蓋骨 上腕骨 前腕骨 | 7,300 |
| | 胸骨・肋骨・鎖骨 | 4,100 |
| | 指骨・中手骨・手根骨 趾骨・中足骨・足根骨 | 3,900 |
| 脱臼整復料 | 股関節 | 9,300 |
| | 肩関節 | 8,200 |
| | 肘関節・膝関節・手関節 指関節・足関節・趾関節 | 3,900 |
| | 顎関節(一側毎) | 2,600 |
| 施療料 | 捻挫・打撲・挫傷の場合 部位にかかわらず、 一部位毎に算定 | 760 |

| 後療料 | 骨折 | 一般 | 850 | ・初回処置料を算定しない場合 初検日から算定可能 |
|-------------|-----|-----|--|-----------------------------|
| | | 拘縮 | 1,090 | |
| 不全骨折 | 一般 | 720 | ・初回処置料を算定する場合 2回目の来院日から算定可能 | |
| | 拘縮 | 960 | | |
| 脱臼 | | 720 | [拘縮後療算定条件] ・関節近傍の骨折 ・拘縮が2関節以上にわたっている ・受傷日より起算して22日より | |
| 捻挫・打撲・挫傷 | | 505 | | |
| 柔道整復運動後療料*6 | | 320 | 骨折・不全骨折・脱臼のみ | |
| 電療料 | 冷電法 | 85 | [冷電法の算定] ・骨折・不全骨折は負傷日から7日間 ・脱臼は負傷日から5日間 ・その他は負傷日又はその翌日が初検日に限る | |
| | 温電法 | 75 | | |
| 電療料 | | 33 | [温電法・電療料の算定] ・骨折・不全骨折は負傷日から7日間を除く ・その他は、5日間を除く | |

| 逡 減 | | |
|-------------|----------|-----|
| 部位 | 3部位目*4 | 60% |
| | 4部位目以上*4 | 0% |
| 長期(6ヶ月目～)*5 | | 80% |
| 明細書発行体制加算*7 | | 13 |

※ 無断転載禁止 ※

制作著作
株式会社MINUTES
TEL:03-5396-5861

請求の際の注意点

- ・右肩関節＋左肩関節＋頸部捻挫の傷病名が含まれている場合、頸部捻挫は算定されない。
- ・肩関節捻挫、頸部捻挫、腰部捻挫のいずれか2部位＋背部挫傷は、背部挫傷が算定されない。
- ・骨折・脱臼・不全骨折は一指単位、その他は、一手又は一足単位で、骨折・脱臼・不全骨折がない場合に限って、一部位しか算定が出来ない。
- ・3部位目以上の請求は 部位毎に負傷の原因を申請書に記載する。

- *1 初検料は、自賠責保険からの移行の場合は算定不可。
- *2 往療の正当な理由なく(歩行不能の理由なく)、患家の求めに応じて往診した際は、算定することは出来ない。
- *3 距離とは、直線距離であって、実際の移動距離ではない。又、続けて往療をする場合には、前の患者から次の患者までの直線距離か、整骨院から次の患者までの直線距離のどちらか近い方で算定すること。
- *4 初回処置料に逡減はかからない。
- *5 長期逡減の起算については、初検日が1～15日の場合は、その月から、16日以降の場合は、翌月から起算する。
- *6 1週間に1回程度、1か月(暦月)に5回を限度として後療と共に算定可能。1回20分程度の運動機能の回復を目的とした各種運動を用いた場合にのみ算定可能。
- *7 レセコンに発行機能があり常勤職員3人以上の施術所は明細書発行義務化対象施術所の条件を満たすので「明細書無償交付の実施施術所に係る届出書」を厚生局へ申請を行った上で算定が可能です。明細書又は領収兼明細書を該当月、同一患者様に複数回の発行を行っても患者毎、月1回の算定になります。

令和6年6月1日適用